

令和6（2024）年度 泉南市留守家庭児童会

入会案内

- 留守家庭児童会の入会案内等を確認の上、申し込んでください。
- 入会申込書や提出書類に不備がある場合は、受付できません。

申込受付期間

令和5年12月1日（金）～12月22日（金）
※土日祝除く。ただし、12月10日（日）は休日開庁します。
（午前9時～午後5時30分）

問い合わせ・申し込み受付

590-0592

泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市教育委員会事務局 教育部 教育サービス課

電話 072-483-2582

留守家庭児童会の連絡先

泉南市教育委員会事務局 教育部 教育サービス課

072-483-2582

樽井第一留守家庭児童会	072-482-3386
樽井第二留守家庭児童会	072-483-0939
信達留守家庭児童会	072-482-4156
砂川留守家庭児童会	072-482-1868
新家留守家庭児童会	072-482-5155
一丘留守家庭児童会	072-482-2033
西信達留守家庭児童会	072-482-7592
新家東留守家庭児童会	072-485-3891
雄信留守家庭児童会	072-483-5692
鳴滝留守家庭児童会	072-483-0155

(重要) 口座振替手続きについて

留守家庭児童会費及び費用の口座振替を

下記の7金融機関

で実施しています。

実施金融機関：三井住友銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、紀陽銀行

大阪信用金庫、大阪泉州農業協同組合、ゆうちょ銀行

留守家庭児童会費及び費用の納付方法は原則口座振替（自動払込）です。

留守家庭児童会費及び費用が発生する方は全員手続きが必要になります。

※上記7金融機関に口座をお持ちでない方は、お手数ですが、いずれかの金融機関で口座をお作りいただきますようお願いいたします。

■口座振替（自動払込）の対象

- (1) 児童会費
- (2) 延長保育会費（朝延長保育会費を含む）
- (3) 傷害保険掛金（年額 金 800 円）初回引き落とし

■振替日 毎月末日（12月分の振替日は翌年1月4日）

ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日になります。

再振替なし。振替不能の場合は後日納付書を発行しますので、三井住友銀行・りそな銀行・池田泉州銀行・大阪泉州農業協同組合・関西みらい銀行・近畿労働金庫・きのくに信用金庫・紀陽銀行・大阪信用金庫・市役所会計課窓口のいずれかで納めてください。

■口座振替の申込方法

12月1日（金）から開始する申込受付時にお渡しする「泉南市留守家庭児童会費預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」に必要事項をご記入、お届け印を押印の上、直接金融機関で手続きを行ってください。

兄弟姉妹でお申込みの場合は、兄弟姉妹全員分の手続きが必要です。

なお、口座名義人は保護者様で登録した口座に限ります。

※お届け印の相違や不明瞭等の理由で再提出が必要になることがあります。

※「泉南市留守家庭児童会費預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」は、各金融機関に提出してください。

入会基準

令和6年度に1～6年生になる小学生がいるご家庭で、児童の保護者、同居の親族及びその他の方が、労働等により昼間家庭にいないことが常態となっており、1か月間のうち15日以上適切な保育ができず、かつ、その状態が3か月以上継続している方、又は長期休業期間（春、夏、冬休み）の月のみの利用にあつては、その状態が当該期間に1ヶ月以上継続している方で保育が必要な場合です。

ただし、入会申込時（令和5年12月頃）及び入会決定時（令和6年2月頃）に泉南市留守家庭児童会実施要綱第20条に規定する会費及び費用に未納がない世帯であること。

開所日時

開所日：月曜日から土曜日（春・夏・冬季の学校休業期間、運動会等による学校振替休日を含む。）

閉所日：①日曜日及び国民の祝日

②年末・年始（12月29日から翌年1月3日まで）

③気象警報の発表や災害及び事件事故等の発生で、休校又は、一斉下校となる日

④学校休業期間に気象警報の発表や災害及び事件事故発生等があり、教育委員会で閉所と決定する日

⑤その他、教育委員会で特に定める日

開所時間：通常授業日 授業終了後～午後5時（※延長は午後7時）

学校休業期間 午前9時～午後5時（※延長は午前8時～午前9時及び午後5時から午後7時）

入会申込受付期間

・令和5年12月1日（金）～令和5年12月22日（金）（土日祝除く）の午前9時～午後5時30分

※令和5年12月10日（日）は休日開庁します。（午前9時～午後5時30分）

※受付期間を過ぎても受付可能ですが、期間内に申込まれた方が優先となります。

また、期間内に申し込まれた方でも申込内容に不備がある場合は、期間内での受付ができないことがあります。

・郵送での申込みの場合は期間内に必着です。

・入会申込書及び在職証明書等の記載事項の不備がないようご注意ください。

・期間外受付（4月入会）の締切日は、令和6年3月1日（金）です。締切日を過ぎた場合は、令和6年5月以降の入会（又は待機）となりますので、ご注意ください。

受付場所

泉南市役所 本館 1階 泉南市教育委員会事務局 教育部 教育サービス課

電話 072-483-2582

提出書類

※消えないボールペンでご記入ください。(鉛筆や、摩擦で消えるボールペンで記入しないでください。)

＜全員提出が必要なもの＞提出書類については、滞納整理時の調査資料として使用する場合があります。

【A】泉南市留守家庭児童会入会申込書・・・両面ともご記入ください

【B】在職証明書・・・兄弟姉妹がいる場合、保護者等1名につき1通

在職証明書は父、母及び18歳以上65歳未満(令和6年4月1日現在)の同居(同住所)の親族すべての方について必要です。在学中の場合は、在学証明書又は学生証の写し等を提出してください。なお、令和6年4月入学の方は合格通知書の写し等を提出してください。

※自営業の場合は在職証明書の他、営業確認のため、個人事業開業届出書の控え、営業許可通知書、登記簿謄本、前年度の確定申告書の控え等、公的機関によって発行されたもの、又は、公的機関の証明印、受領印が押印されているものの写しを提出してください。

(※在職証明書の枚数が足りない場合は、留守家庭児童会又は教育サービス課でお受け取りいただくか、コピーしてください)

【E】令和6年度登所日等のご意向について

【F】泉南市留守家庭児童会 誓約書兼同意書・・・一世帯につき1通

＜希望者又は必要な方のみ提出が必要なもの＞

【C】泉南市留守家庭児童会延長保育申請書・・・希望の方のみ(両面ともご記入ください。)

【D】減免申請書と申請に必要な証明書等(詳細は6ページをご参照ください。)

【任意様式】申立書・・・必要な方のみ

＜金融機関で別途手続きが必要なもの＞

◆泉南市留守家庭児童会費預金口座振替依頼書 自動振込利用申込書・・・受付申込時にお渡し(詳細は1ページをご参照ください。)

必要事項をご記入いただき、お届け印を押印の上、直接、金融機関に提出し、手続きを行ってください。兄弟姉妹で入会の場合は、全員分の手続きが必要です。

【注意事項】

※傷害保険掛金については、入会後最初の会費と合わせてお支払いいただきます。

※就労実態調査のため、職場や事業所に連絡、確認する場合があります。

※不定休の場合はシフト表(1ヶ月分)等勤務日の確認できる書類の写しを添付してください。

※内職の場合は、委託者(発注者)の証明が必要です。(様式自由)。

※以下の理由で保育ができない方がいる場合は別紙申立書に必要な書類を添付してください。

障害、病気の場合・・・障害者手帳の写し、医師の診断書(3か月以内に発行されたもの)等

介護の場合・・・介護を要する人の診断書又は障害者手帳の写し

産休の場合・・・母子手帳の写し(産前は出産予定日の8週間前の日の属する月の1日から、産後は出産後8週間を経過する日の属する月末までとする。)

※育児休暇取得中は入会できません。

※その他求職中等の事由がある方は、別紙申立書にご記入ください。

入会基準

入会については、泉南市留守家庭児童会実施要綱第12条に基づいて算出した指数の高い世帯から順次、入会の可否を決定します。

入会可否の決定時期

令和6年2月末頃に通知します。

※定員の超過及び支援員の配置状況により、「待機」になる場合があります。

※入会は原則として在籍する小学校の留守家庭児童会です。ただし、家族やファミリーサポートセンター等を利用して送迎が可能な場合は、定員に満たない他の留守家庭児童会に入会することができます。

※留守家庭児童会は年度毎（学年毎）にお申込みが必要です。自動継続されませんのでご注意ください。

入会辞退

辞退希望の方は入会日の**5開庁日前**までに運転免許証、健康保険証等の身分証明書をご持参の上、教育サービス課で手続きをしてください。ただし、4月入会の方については、令和6年3月25日（月）までに入会辞退の手続きをお願いします。令和6年3月26日（火）以降になりますと4月分の会費及び費用が発生します。

延長申込、変更

延長保育（朝延長保育を含む）については、月単位で申込、変更ができます。

各月25日まで（25日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日まで）に運転免許証、個人番号カード等の本人確認書類をご持参の上、教育サービス課で手続きを行ってください。各留守家庭児童会では手続きを行っていません。また、日にちを遡っての手続きはできません。

例）令和6年6月1日から変更する場合は、令和6年5月27日（月）までに教育サービス課で手続きを行ってください。（令和6年5月25日（土）が閉庁日のため）

退会

退会希望の方は退会希望日の**5開庁日前**までに運転免許証、個人番号カード等の本人確認書類をご持参の上、教育サービス課で手続きを行ってください。各留守家庭児童会では手続きを行っていません。また、日にちを遡っての手続きはできません。

※月の15日以前に退会された場合、その月の会費は半額となります。

例）令和6年6月15日退会の場合：令和6年6月10日（月）までに手続きを行ってください。

例）令和6年10月31日退会の場合：令和6年10月24日（木）までに手続きを行ってください。

例）令和6年12月31日退会の場合：令和6年12月23日（月）までに手続きを行ってください。

会 費

(1) 児童会費（月額）

	開所日	月～金の開所時間	土の開所時間	会費
A	月～金	授業終了後～17:00		5,500円/月
B	月～土	授業終了後～17:00	09:00～17:00	6,000円/月

(2) ①延長保育会費（※別途申し込みが必要です）

	延長保育時間	開所日	月曜日～金曜日 保育時間	月曜日～土曜日 保育時間	会費
D1	1時間	月～金	17:00～18:00		2,500円/月
E1		月～土		17:00～18:00	3,000円/月
D2	2時間	月～金	17:00～19:00		4,000円/月
E2		月～土		17:00～19:00	4,500円/月

②朝延長保育会費（※別途申し込みが必要です）

	開所日	保育時間	会費（月額）
S	・土曜日	08:00～09:00	500円/月
H4 H7 H12 H3	・春休み（4月 平日） ・夏休み（7月 平日） ・冬休み（12月～1月 平日） ・春休み（3月 平日）	08:00～09:00	500円/各月
H8	・夏休み（8月 平日）	08:00～09:00	2,000円/月

(3) 傷害保険掛金 年額 金 800円 ※お支払いいただけない場合、入会できません。

(4) おやつ代 月額 金 1,000円（各留守家庭児童会で徴収します。）

支払方法

(1) 児童会費

原則、1ページの7金融機関における口座振替です。申込時にお渡する「泉南市留守家庭児童会費預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」にご記入いただき、金融機関のお届け印を押印の上、**各金融機関へご提出**ください。また、手続きについては、入会する児童ごとに必要です。なお、教育サービス課では受付できませんので、ご注意ください。

振替日は毎月末日（末日が土、日、祝日の場合は、翌金融機関営業日、12月分は1月4日）です。振替不能の場合は再振替はありませんので、後日発行する納付書でお支払いください。

(2) 延長保育会費・朝延長保育会費・・・(1)と同じ

(3) 傷害保険掛金・・・(1)と同じ

(4) おやつ代・・・毎月留守家庭児童会に直接お支払いください。

会費の減免について

会費には減免措置があります。次のいずれかに該当の方は減免申請書と必要な証明書等をご提出ください。
 なお、減免対象は前述の会費のうちの（１）児童会費、（２）延長保育会費（朝延長保育会費を含む。）です。

対象	減免額	必要書類
① 同一の保護者で２人以上の児童が入会している場合	半額（２人目以降の児童について）	「世帯全員の住民票」
②月の１６日以後に入会、又は月の１５日以前に退会した場合	半額	
③市・府民税が均等割のみ課税の世帯 ※令和６年度の市・府民税が均等割のみ課税でも減免にはなりません。	半額	「令和５年度市府民税証明書」
④市・府民税が非課税の世帯（特定世帯を除く。） ※令和６年度の市・府民税が非課税でも減免にはなりません。	会費の８割減額	「令和５年度市府民税証明書」
⑤市・府民税が非課税の世帯（特定世帯） ※令和６年度の市・府民税が非課税でも減免にはなりません。	全額	「令和５年度市府民税証明書」及び「世帯全員の住民票」又は「障害者手帳等の写し」
⑥生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯	全額	「生活保護受給証明書」
⑦入会児童が疾病又は負傷のため月の初日から月末まで全て休んだ場合	半額	「診断書」
⑧市長が特別の理由があると認める場合	減額又は免除	必要に応じて

※特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障害者（児）のいる世帯等をいいます。

※日にちを遡っての手続きはできません。

※傷害保険掛金は、減免できません。

年度途中の入会について

令和６年４月以降に入会を申し込む場合、入会希望日の前月１日までに提出書類一式（３ページ参照）を教育サービス課へご提出ください。

ただし、お申し込み時、入会希望児童会の定員に空きが無い場合、「待機」となります。また、申込書類に不備がある場合、受付できないことがあります。

例）令和６年６月１日入会希望：令和６年５月１日までに申込

例）令和６年１０月１日入会希望：令和６年８月３０日までに申込（令和６年９月１日（日）が閉庁日のため）

例）令和６年１１月１６日入会希望：令和６年１０月１日までに申込

※１６日付入会の場合、その月の会費は半額となります。

会費及び費用の滞納

留守家庭児童会費及び費用は、留守家庭児童会の運営上の財源等となります。

教育サービス課では、保護者の大半が支払義務を果たしているため、不公平感がないよう適正な納付指導及び収納対策の強化に努めます。

支払不履行等、再三の支払催告に対し、支払の意思が確認できない場合には、裁判所への支払督促等の手続きを進めていくこととなりますので、速やかな自主納付をお願いします。

また、納付相談がない等、正当な理由のない滞納が続きますと、予告なしに自宅や勤務先へ連絡、訪問する場合や入会許可の取消し又は出席を停止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

その他

- ・新規ご入会のお子様につきましては、入会の前に支援員との面談をお願いしております。入会決定通知書が届きましたら、各留守家庭児童会にご連絡の上、面談をしてください。
- ・入会決定した場合、令和6年4月1日(月)から登所できます。なお、新1年生については入学式以前の学校通学等に慣れていない時期なので、入学式までの間はなるべく保護者同伴で登所をお願いします。
- ・樽井小学校在籍の方は、別紙「令和6年度登所日等のご意向について」【様式E】でご希望の児童会を選択してください。
- ・欠席・早退等に関することは、必ず保護者の方が連絡帳又は電話で、支援員までご連絡ください。
- ・塾等に通っているお子様は、はじめに支援員まで届けてください。
※なお、塾・習い事・その他の理由で一度留守家庭児童会を出た場合は、その時点で帰宅したものとみなし、再び受け入れることができませんので、ご注意ください。
- ・保護者の方は、次のことを必ず教育サービス課及び留守家庭児童会に届けてください。
 - ① 病気・けが等健康状態に変化が生じた場合（アレルギー等注意すべきこと。）
 - ② 住所・職場・緊急連絡先・通学経路を変更された場合
 - ③ 転校又は留守家庭児童会を退会される場合
(退会の場合必ず教育サービス課に退会届を提出してください。)なお、退会届を提出されなければ、口頭で退会を申し出ても退会とはならず、会費が発生します。
 - ④ 発達障害及び発達障害の疑いがある場合又はその他保育に配慮が必要な場合
 - ⑤ 外国から転入し、日本語等の通訳が必要な場合（通常の指導等を行います。支援員以外で通訳者を配置することはできません。）
- ・始業式又は入学式までの服装は私服で登所してください。
- ・学校給食が始まるまでの間は弁当と水筒と歯ブラシを持参してください。
- ・宿題をするようにお声がけしますが、指導は行いません。ご家庭での確認をお願いします。
- ・その他、留守家庭児童会には様々な決まり事があります。安全で楽しい時間をお過ごしいただくためにも、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

留守家庭児童会は、お仕事などでお子様をみるできないご家庭のための事業です。お仕事がお休みの時は、ご家庭でお子様との時間をお過ごしください。

気象警報発表時及び学級閉鎖・学年閉鎖時の取扱いについて

◎ 留守家庭児童会では台風等の影響その他で、気象警報が発表された場合、又は、インフルエンザ等で学級閉鎖・学年閉鎖となった場合には、泉南市留守家庭児童会実施要綱第7条別表第2に基づき、下記のとおり対処します。

ご協力くださいますようお願いいたします。

<警報発表された場合の取扱い>

1. 警報の種類 暴風・大雨・洪水

2. 措置

① 月曜日から金曜日の通常授業の終了後から開所する場合

○午前9時までに警報が解除され、登校となった場合は開所とします。

○午前9時現在で警報発表中の場合は閉所とします。

○学校授業開始後から留守家庭児童会開所時間（授業終了時間）までに警報が発表されて一斉下校となった場合は、留守家庭児童会は閉所します。

○留守家庭児童会開所後（授業終了後）に警報が発表された場合は、連絡をしますので、速やかにお迎えをお願いします。

② 学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、運動会等の振替休日）の場合

○午前7時現在で警報が発表中の場合は、閉所とします。

○留守家庭児童会開所後に警報が発表された場合は、連絡をしますので、速やかにお迎えをお願いします。なお、学校休業日の連絡は各留守家庭児童会へお願いします。

③ 留守家庭児童会を閉所する場合には、緊急時の連絡先等にご連絡の上、児童が速やかに帰宅できるよう努めますので、保護者の皆様のご協力をお願いします。

④ 各小学校の判断により、学校の対応が違う場合は、小学校の判断を踏まえ、留守家庭児童会の開所・閉所の判断をします。（例：午前7時の段階で警報発表中であり、午前9時を待たず、休校となった場合など）

<学級閉鎖・学年閉鎖となった場合の取扱い>

インフルエンザ等のため学級閉鎖や学年閉鎖となっている場合、対象となる学級や学年の児童は登所できません。登校後、学級閉鎖や学年閉鎖となった場合であっても学校から連絡がありますので、速やかに学校へお迎えをお願いします。

<その他の場合の取扱い>

各小学校の判断により、学校の対応が違う場合は、留守家庭児童会の開所・閉所については、各々の小学校の判断を踏まえ、個別に判断をします。

<お願い>

留守家庭児童会から連絡があった場合は、お子様の安全のため速やかにお迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。

傷害保険等の内容について

(令和6年4月1日から適用)

公益財団法人スポーツ安全協会 <https://www.sportsanzen.org/>

1 保険の種類及び名称

- スポーツ安全保険（傷害保険・賠償責任保険・共済見舞金）
- 引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

2 掛金（A1）及び補償額

- 対象となる事故の範囲 団体での活動中及び団体活動への往復中
- 掛金 金 800円（年間）（令和5年11月1日現在）
- 補償額

〔傷害保険〕	死亡	3,000万円
	後遺障害	4,500万円（最高）
	入院（180日限度）	4,000円（一日につき）
	通院（30日限度）	1,500円（一日につき）

※ 入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

〔賠償責任保険〕 対人・対物賠償合算 1事故5億円（ただし、対人賠償は1人1億円）

〔突然死葬祭費用保険支払限度額〕 突然死（急性心不全、脳内出血等）葬祭費用180万円

3 保険金請求の流れ

- 事故発生後、病院で診察を受けた場合

※ 保護者の方からの連絡がなく、30日を経過した場合は補償が受けられない場合があります。
診察を受けた場合は支援員へ連絡をお願いします。



- 教育サービス課からスポーツ安全協会へ連絡します。



- ご家庭にスポーツ安全保険から「傷害保険金請求書」が届きますので、必要事項を御記入の上、教育サービス課までお持ちください。

泉南市留守家庭児童会実施要綱

(目的)

第1条 泉南市留守家庭児童会（以下「児童会」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業として、地域の実情を踏まえ、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後、衛生及び安全が確保された専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することにより、将来のわが国を担う子どもたちの健全育成、自立支援及び子育て支援を図ることを目的とする。

(開設及び定員)

第2条 開設する児童会の名称及び定員は、別表第1のとおりとする。

(運営)

第3条 この事業の運営は、泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

(指導方針)

第4条 児童の個性を十分に把握し、個別的又は集団的方法により次のとおり指導する。

- (1) 家庭及び社会において、生活を営む上で必要な基礎的知識及び社会的習慣の習得を図る。
- (2) 健全な倫理観と自主自立、互助協力の精神を養い、将来に向けた望ましい友人関係の構築を図る。
- (3) 情操豊かな家庭的雰囲気の中で、豊かな人間性の形成を図る。

(実施基準)

第5条 第1条の目的を達成するために小学校区に児童会を開設する。また、開設に当たっては原則として次の要件を基準とする。

- (1) 対象児童が比較的多く、おおむね10名以上の入会が見込める校区で、保護者及び地域の協力が得られる校区
- (2) 実際の運営が可能となる適当な余裕教室等又は学校に近接する施設が存在する校区

(開設期間)

第6条 開設期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(開所日及び閉所日)

第7条 月曜日から土曜日まで開所する。また、閉所日については、別表第2のとおりとする。

(開所時間及び延長保育時間)

第8条 開所時間は、授業終了後から午後5時までとする。ただし、学校休業期間中及び時間を変更して開所する日については、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の開所時間とは別に、保護者が児童を迎える下で延長保育会費を負担することにより、延長保育を実施することができる。ただし、延長保育時間については別表第3の2のとおりとする。

(入会基準)

第9条 児童会に入会できる児童は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人登録原票に登録されている者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校に在籍している者
- (3) 児童の保護者及び同居の親族、その他の者が、労働等により昼間家庭にいないことが常態となっており、1か月間のうち15日以上適切な保育ができず、かつ、その状態が3か月以上継続している者、又は長期休業期間（春、夏、冬休み）月のみの利用にあつては、その状態が当該期間に1か月以上継続している者

2 前項の規定にかかわらず、入会することに相当の理由があると教育委員会が認める者は、児童会に入会することができる。

(定員超過及び児童会未設置校区の取扱い)

第10条 児童会定員超過のため入会の決定ができない児童及び児童会未設置校区の児童は、保護者が児童送迎等の安全確保ができる場合に限り、定員の満たない他の児童会に入会することができる。

(入会の申込)

第11条 児童会に入会しようとする児童の保護者は、泉南市留守家庭児童会入会申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて入会を希望する前月の1日までに教育委員会に提出するものとする。なお、4月入会の申込期限については、教育委員会が別途定めるものとする。

2 第8条第2項に規定する延長保育を希望する保護者は、前項に掲げる書類とともに泉南市留守家庭児童会延長保育申請書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。

(入会の決定)

第12条 入会の決定については、家族等の状況や児童の保育に欠ける度合い及び緊急性等を考慮の上、入会月の前月15日までに決定し、泉南市留守家庭児童会入会決定・延長保育決定(変更)通知書(様式第3号)及び泉南市留守家庭児童会納入通知書(様式第4号)、泉南市留守家庭児童会利用待機通知書(様式第5号)又は泉南市留守家庭児童会入会却下通知書(様式第6号)により通知するものとする。なお、4月入会の決定日については、教育委員会が別途定めるものとする。また、入会にあたっては、教育委員会が別途定める入会選考基準表により算出した指数により、指数の高い者から順次入会を許可するものとする。

(入会の却下等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入会を却下し、若しくは入会を取り消し、又は出席を停止することができる。

- (1) 第9条に規定する入会基準に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者が会費を1月以上滞納したとき。
- (3) 保護者が費用を滞納したとき。
- (4) その他留守家庭児童会の管理運営上支障があると教育委員会が認めるとき。

(延長保育の変更)

第14条 入会の決定後延長保育を希望するとき、既に承認されている延長保育について期間若しくは保育時間を変更しようとするとき、又は辞退をしようとするときは、利用開始又は変更する月の前月25日までに泉南市留守家庭児童会延長保育申請書(様式第2号)又は泉南市留守家庭児童会変更申請書(様式第7号)を教育委員会に提出するものとする。

(延長保育の承認)

第15条 教育委員会は、前条の泉南市留守家庭児童会延長保育申請書(様式第2号)又は泉南市留守家庭児童会変更申請書(様式第7号)の提出があったときは、速やかに実態等を調査の上、泉南市留守家庭児童会入会決定・延長保育決定(変更)通知書(様式第3号)及び泉南市留守家庭児童会納入通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(入会の辞退)

第16条 保護者は、入会の申込後又は入会の決定後に入会を辞退するときは、入会日の5開庁日前までに泉南市留守家庭児童会辞退届(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

(退会手続)

第17条 児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会をする日の5開庁日前までに泉南市留守家庭児童会退会届(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 児童が入会基準に該当しないこととなったとき。

(2) 児童を退会させようとするとき。

(指導員の配置)

第18条 児童会の管理運営及び入会児童の指導育成を図るため指導員を配置する。

(運営委員の委嘱)

第19条 児童会と当該小学校の円滑な連携を図るため、各小学校内に運営委員を置く。なお、学校内の運営委員については、当該小学校教職員の中から学校長の推薦を得て、教育委員会がこれを委嘱する。

(費用の負担)

第20条 保護者が負担する会費及び費用については、次のとおりとする。また、その額については別表第4に定めるところによる。

(1) 児童会費

(2) 延長保育会費

(3) 傷害保険掛金

(会費の減免)

第21条 市長は、次の各号に該当する者のうち、必要があると認める者に対し、前条の会費を減額し、又は免除することができる。ただし、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 同一の保護者で2人以上の児童が入会している場合、2人目以降の児童については、会費の半額を減額するものとする。

(2) 月の16日以後に入会したとき、又は月の15日以前に退会したときは、その月の会費を半額とする。

(3) 市・府民税が均等割のみ課税世帯については、会費の半額を免除するものとする。

(4) 市・府民税の非課税世帯（特定世帯を除く。）については、会費の8割を免除するものとする。

(5) 市・府民税の非課税世帯（特定世帯）については、会費の全額を免除するものとする。

(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯については、会費の全額を免除するものとする。

(7) 入会児童が疾病又は負傷のため月の初日から月末まで全て休んだ場合、医師の診断書の提出より会費の半額を免除するものとする。

(8) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるときは、会費の減額又は免除をすることができる。

2 前項の第3号から第7号までの各号により減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書（様式第10号）を教育委員会に提出して承認を得なければならない。

3 教育委員会は、減免申請が提出された場合、速やかに審査の上、承認又は却下の判断をし、泉南市留守家庭児童会会費減免承認書（様式第11号）又は泉南市留守家庭児童会会費減免申請却下通知書（様式第12号）により通知しなければならない。

4 減免は、承認後、申請の翌月分より実施するものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、児童会の運営その他必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

2 改正後の様式第8号は、令和5年度入会に係る入会の申込後又は入会の決定後の入会辞退の届出から適用し、令和4年度入会に係る入会の申込後又は入会の決定後の入会辞退の届出については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の泉南市留守家庭児童会実施要綱に基づき使用されている様式は、この要綱による改正後の様式とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の泉南市留守家庭児童会実施要綱に基づき使用されている様式は、この要綱による改正後の様式とみなす。

別表第1 (第2条関係)

開設する留守家庭児童会及び定員	
開設留守家庭児童会	定員
樽井第一留守家庭児童会	60人
樽井第二留守家庭児童会	35人
信達留守家庭児童会	50人
砂川留守家庭児童会	40人
新家留守家庭児童会	40人
一丘留守家庭児童会	40人
西信達留守家庭児童会	40人
新家東留守家庭児童会	40人
雄信留守家庭児童会	40人
鳴滝留守家庭児童会	40人

別表第2 (第7条関係)

閉所日	
①	日曜日及び国民の祝日
②	年末・年始(12月29日から翌年1月3日まで)
③	気象警報の発表や災害及び事件事故の発生等で、小学校が休校又は一斉下校となる日
④	学校休業期間に気象警報の発表や災害及び事件事故の発生等があり、教育委員会で閉所と決定する日
⑤	インフルエンザなどのため学級閉鎖や学年閉鎖となっているとき、対象となっている学級・学年の児童は自宅待機とする
⑥	その他、教育委員会で特に定める日

別表第3 (第8条関係)

学校休業期間及び時間を変更して開所する日の開所時間		
①	春季・夏季・冬季の学校休業期間 (春休み・夏休み・冬休み) (運動会等による学校振替休日)	午前9時から午後5時まで
②	その他、教育委員会が特に定める日	時間を変更して開所する

別表第3の2 (第8条第2項関係)

延長保育時間		
①	通常授業日	午後5時から午後7時まで
②	土曜日・春季・夏季・冬季の学校休業期間 (春休み・夏休み・冬休み) (運動会等による学校振替休日)	午前8時から午前9時まで及び 午後5時から午後7時まで

別表第4 (第20条関係)

会 費 及 び 費 用						
(1)	児童会費	①	月～金 (授業終了後～17:00)		月額 5,500円	
		②	月～土 月～金 (授業終了後～17:00) 土 (09:00～17:00)		月額 6,000円	
(2)	延長 保育会費	1時間	③	月～金 (17:00～18:00)		月額 2,500円
			④	月～土 (17:00～18:00)		月額 3,000円
		2時間	⑤	月～金 (17:00～19:00)		月額 4,000円
			⑥	月～土 (17:00～19:00)		月額 4,500円
		朝延長	⑦	08:00 ～09:00	土曜日	月額 500円
			⑧	08:00 ～09:00	・春休み (4月 平日) ・夏休み (7月 平日) ・冬休み (12月～1月 平日) ・春休み (3月 平日)	月額 各500円
			⑨		・夏休み (8月 平日)	月額 2,000円
(3)	傷害保険掛金			年額 800円		

泉南市留守家庭児童会入会申込書

泉南市教育委員会 御中

年 月 日

記入例

留守家庭児童会の入会につき、泉南市留守家庭児童会規約及び入会案内に記載の事項を了承の上、申し込みます。

性別について
記入は任意です。

〒590-0692 泉南市 井1丁目1番1号

氏名 泉南 花子

電話番号 [自宅] (072) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
[携帯等] 〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇

学校名 泉南市立 〇〇 小学校 〇 年 (新学年) 令和6年度の学年(新学年)で記入してください。

ふりがな せんなん くまかず 泉南 熊一 性別 男 生年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生 (満年齢 〇 才)

氏名	続柄	年齢	勤務先及び学校名・学年等	電話番号	帰宅時間
泉南 太郎	父	〇	泉南商事株式会社泉南支店	職場の番号	19:00
泉南 花子	母	〇	泉南サービス株式会社	職場の番号	18:00
泉南 熊太	兄	〇	〇〇大学 新3年生		
泉南 熊子	姉	〇	〇〇小学校 新		
泉南 熊美	妹	〇	なるにっこ認定こ クラス		

同居の家族全員を記入。
帰宅時間等も忘れずに記入してください。

優先順	氏名	続柄	住所(勤務先の場合は、名称記入)	電話番号
①	泉南 花子	母	泉南サービス株式会社	携帯番号等
②	泉南 梅子	祖母	泉南市〇〇-〇〇-〇〇	携帯番号等
③	泉南 太郎	父	泉南商事株式会社泉南支店	携帯番号等

基本会費 (一つを選択)
 A: 月曜日～金曜日【5,500円】
 月曜日～金曜日(授業終了後～17:00)
 B: 月曜日～土曜日【6,000円】
 月曜日～金曜日(授業終了後～17:00)
 土曜日(09:00～17:00)

なお、延長保育(1時間又は2時間)、朝延長(土曜日・日曜日・祭日(春休み、夏休み、冬休み)の朝延長)については、別紙【様式C】泉南市留守家庭児童会入会申込書添付資料を提出してください。

希望する基本会費をチェック。
※土曜日に就労していない場合は、必ず月～金を選択してください。

受付印

児童会名	樽井1 樽井2 信達 砂川 新家 一丘 西信達 新家東 雄信 鳴滝
基本会費 延長	A B D1 D2 E1 E2 S H4 H7 H8 H12 H3
ひとり親家庭	申立書 月末まで
減免	なし・被保護・非課税(特定)・非課税(非特定)・均等・兄弟・均等兄弟

在 職 証

※事業者様にて記入

B

18歳以上65歳未満の同居の家族全員分必要です。

実際の勤務時間でご記入ください。

雇用契約上の定時で記入する場合、残業等の理由で勤務時間を超過する場合はその旨記載頂きますよう、ご配慮ください。

泉南 花子

平成 令和 29 年 4 月 1 日より

年 月 日まで 更新予定 (有・無)

前・午後 10 時 00 分から午前・午後 4 時 00 分まで
残業月平均 5 時間

勤務時間 土曜日 午前・午後 10 時 00 分から午前・午後 1 時 00 分まで

土曜日出勤 (毎週 ・ 月平均 3 回 ・ 年平均 回)

土曜日の勤務がある場合は記入してください。

場 合 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日

の場合 月に 日休み ※別途シフト表等を提出してください

平均就労日数 一カ月のうち 18 日間

職 種 正社員 パート 派遣社員 契約社 その他 ()

自営中心者 自営協力者

※自営業の場合は別途営業確認ができる書類 (入 ださい)

勤 務 地

所在地：泉南市〇〇-〇〇

事業所名：泉南サービス株式会社

電話番号：072 (〇〇) 〇〇

1カ月の就労日数が15日未満の場合はお申込みできません。

上記のとおり、相違なく就労していることを証明します。 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

電話番号

事業者の証明

※社印不要です。

※個人事業主の場合、登記簿謄本等事業主であることの証明書類の添付が必要です。

必ずご記入ください。

記載者氏名

記載者連絡先

※保護者が記入↓

15分 (交通手段： 車)

児童会名 〇〇〇留守家庭児童会

児童名 泉南 熊子 ・ 熊一

※兄弟姉妹で一通。

(児童との続柄： 母)

在職証明書準備のポイント

* 1カ月の就労日数が15日未満の場合はお申込みできません。

* 18歳以上65歳未満の同居の方は全員、在職証明書又は申立書(学生証の写し等添付)の提出が必要です。

* 兄弟姉妹がいる場合、保護者等1名につき1通のご提出で構いません。

《延長保育と土曜日の申込みについての考え方》

・ 土曜日に勤務されている方は月～土及び土曜日朝延長を申込みすることができます。

※土曜日勤務有りで不定休(シフト制)の方は必ずシフト表等の勤務が分かる書類を添付してください。

・ 就労時間と通勤時間の合計が17時を超える場合(17時までに自宅に帰れない場合)は、1時間又は2時間の延長を申込みすることができます。

※通常残業があってお迎えに間に合わない等の事情がある場合は、在職証明書にその旨の記載をお願いします。記載が無いと延長の申込みが出来ません。

・ 学校休業日や土曜日の朝延長も同様に、在職証明書の記載内容と矛盾が無い場合、申込みことができます。

・ 1時間延長は「18時まで」、2時間延長は「19時まで」のお預かりになります。

※18時を過ぎる場合は2時間延長のお申込みをお願いします。時間外のお預かりはできませんのであらかじめご了承ください。

《在職証明書を提出できない方の準備書類について》

・ 申立書に必要な書類を添付して提出してください。

※学生の方は学生証のコピー等

※病気や介護の方は診断書等

※産休取得中(予定)の方は母子手帳の写し

※事業者様にて記入後、不備が無いかわかり必ず保護者様をご確認ください。

不備があると申込みできないことがあります。

その他～申込み前にご確認ください～

・ 入会申込書、裏面共に不備、不足の無いよう今一度ご確認ください。

・ 減免対象の方は忘れずにご申請ください。(任意)

※対象世帯であるかの確認は税務課へお問い合わせください。(詳しくは入会案内6ページ参照)

・ 「誓約書兼同意書」は全員提出が必要です。裏面に署名又は記名押印をお願いします。

・ 「令和6年度登所日等のご意向について」は全員提出が必要です。

・ 入会決定又は待機の通知は令和6年2月末頃に発送予定です。

・ 新規ご入会の方は入会決定後、口座振替の手続きと児童会での面談予約(各児童会へ電話)を必ず行ってください。

延長保育を希望する場合は、入会案内P.4に記載の期限までに教育サービス課に提出してください。

【様式第2号】

C

泉南市留守家庭児童会 延長保育申請書

年 月 日

泉南市教育委員会 御中

延長の申し込みをしない方はこの用紙は提出不要です。

(保護者) 氏名 泉南 花子

住所 泉南市 樽井1丁目1番1号

電話番号 070(〇〇〇)〇〇〇〇

下記のとおり、留守家庭児童会延長保育を申請しま

樽井小学校の方は第一と第二どちらになるか未決定のため、「樽井」までの記入

ふりがな 児童名	せんなん くまかず 泉南 熊一		
児童会名	〇〇〇 留守家庭児童会		
学校・学年	〇〇〇 小学校 〇 年		
延長保育開始月	令和 〇 年 〇 月 から		
お迎えに来られる方 延長保育を利用する場合は必ず、お迎えが必要です。	氏名 (頻度の高い順)	児童との続柄	連絡先
	① 泉南 花子	母	携帯の番号等
	② 泉南 梅子	祖母	携帯の番号等
	③ 泉南 太郎	父	携帯の番号等

延長保育時間等のご希望については、裏面にご記入をお願いします。
希望される項目のチェック欄に☑をしてください。

(1) 延長保育（1時間【17：00～18：00】・2時間【17：00～19：00】）
 希望の延長保育を一つ選択し、をお願いします。

希望される項目にチェックしてください。

	チェック欄	延長時間	実施期間	時間	会費
D1	<input type="checkbox"/>	1時間	月曜日～金曜日	17：00～18：00	2,500円
E1	<input checked="" type="checkbox"/>		月曜日～土曜日	17：00～18：00	3,000円
D2	<input type="checkbox"/>	2時間	月曜日～金曜日	17：00～19：00	4,000円
E2	<input type="checkbox"/>		月曜日～土曜日	17：00～19：00	4,500円

(2) 朝延長保育（土曜日：08：00～09：00）

（月曜日～土曜日を選択し、土曜日の朝延長を希望する方はをお願いします。）

	チェック欄	実施期間	会費（月額）
S	<input checked="" type="checkbox"/>	土曜日（08：00～09：00）	500円

(3) 学校休業日

	チェック欄	朝延長時間	実施期間	月
H4	<input checked="" type="checkbox"/>	08：00～09：00	夏休み	4月
H7	<input type="checkbox"/>		夏休み	7月
H8	<input type="checkbox"/>		夏休み	8月
H12	<input type="checkbox"/>		冬休み	12月
H3	<input checked="" type="checkbox"/>		春休み	3月

朝の延長（1時間）が必要な方は、必要な月（長期休み）にチェックしてください。
 年度途中で追加（変更）される場合は、申込み締め切り日までにお手続きください。

減 免 申 請 書

日

減免の申し込みをしない方はこの用紙は提出不要です。

兄弟姉妹減免でご提出の場合、上のお子様の氏名で申請してください。

詳細は入会案内 P.6 参照
「住民税非課税等世帯」である証明書は「令和5年度」分です。

申請者 住 所 泉南市 樽井1番1号

氏 名 泉南 花子

児 童 氏 名 泉南 熊子

児童会名 〇〇 留守家庭児童会 (〇 年)

上記児童に係る会費について、下記の理由により減免を申請します。

減免申請理由	<input type="radio"/> 被保護世帯 <input type="radio"/> 市・府民税非課税世帯（特定世帯※1） <input type="radio"/> 市・府民税非課税世帯（特定世帯を除く。） <input type="radio"/> 市・府民税均等割のみ課税世帯 <input checked="" type="radio"/> 兄弟姉妹 <input type="radio"/> その他（ ）
減免期間	令和 6 年 4 月分 から 令和 7 年 3 月分まで
添付書類	<input type="radio"/> 被保護世帯証明書 <input type="radio"/> 市・府民税証明書（当該前年度分） <input type="radio"/> 特定世帯を証明する書類（世帯全員の住民票、障害者手帳等の写し） <input checked="" type="radio"/> 兄弟姉妹に関する続柄を証明する書類（世帯全員の住民票） <input type="radio"/> その他（ ）

※1 特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障害者（児）のいる世帯等をいいます。

◎現在留守家庭児童会に入会しており、引き続いて入会を希望する方についても新たに提出が必要です。

提出されないと減免する前の会費を全額納入していただくことになりますのでご注意ください。

減免は、承認後、申請の翌月分より適用するものとします。

令和6年度登所日等のご意向について

ご意向の□部分に✓を記入してください。

A 令和6年度最初の留守家庭児童会登所日は、

- 4月1日(月) 入学式 入学式の次の日 始業式
 _____月_____日 です。

新1年生も4月1日からお預かりすることができます。
 最初の登所予定日をチェックしてください。(入会決定後に登所予定日が変更になる場合、児童会にご連絡ください。)

B 樽井小学校在籍の場合は、

- 第一留守家庭児童会希望 第二留守家庭児童会希望 どちらでもよい

樽井小学校の方は選択してください。特に希望の無い方は「どちらでもよい」を選択してください。

C 口座振替手続きについて

- 令和5年度から継続して留守家庭児童会に入会を希望する方
 令和5年度利用の金融機関で振替を希望
 金融機関の変更を希望

予定金融機関 _____ 銀行・信用金庫・協同組合

(口座振替依頼書を金融機関に提出してください。)

- 令和6年度から留守家庭児童会に入会を希望する方(口座振替依頼書を金融機関に提出してください。)

予定金融機関 池田泉州 銀行・信用金庫・協同組合

年 月 日

児童会費引き落とし(口座振替)でご利用予定の金融機関をご記入ください。

新学年 ○ 年

児童氏名 泉南 熊一

保護者氏名 泉南 花子

(上記に児童氏名と保護者氏名をご記入ください)

泉南市留守家庭児童会 誓約書兼同意書

F

誓 約 書

1. 下記の事項に該当する場合は、泉南市留守家庭児童会実施要綱第13条の規定に基づく入会許可の取り消し（退会）や出席停止の措置をとられても異議はありません。その際は、返金や日割り請求をしません。
 - ①泉南市留守家庭児童会実施要綱第9条に規定する入会基準に該当しなくなった場合
 - ②留守家庭児童会入会申込書、その他提出書類の記載内容に虚偽の事実があった場合
 - ③長期間の欠席がある場合
 - ④無断欠席が続く場合
 - ⑤留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）の滞納が1ヶ月以上ある場合
 - ⑥傷害保険掛金を滞納した場合
 - ⑦留守家庭児童による粗暴行為（他の児童又は指導員に乱暴な行動危害を加える行為、施設や設備を破壊する行為等）により留守家庭児童会の運営に支障をきたす場合
2. 提出済の留守家庭児童会入会申込書、その他提出書類の記載内容に変更等があった場合は、速やかに教育サービス課に所定の手続きを行います。
3. おやつ代は必ず納入します。
4. 児童のお迎えが必要な場合は、保護者の責任で必ず行います。児童の留守家庭児童会への登下校中の安全確保については、児童を適切に指導する等、保護者においてその責任を果たします。
5. 年度途中における退会届、延長保育申請書及び変更申請書の提出については、その退会希望月、延長保育の開始希望月及び変更希望月に応じ、入会案内に記載の期日までに教育サービス課において、手続きを完了します。

同 意 書

1. 住所地及び世帯構成等の確認のために必要である場合は、それらについて住民基本台帳等により確認されること。
2. 在職証明書の確認のため、職場等に就労等の状況を確認されること。
3. 留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）、傷害保険掛金に滞納があった場合は、次の調査・照会を行うこと。
 - (1) 市税情報（口座振替、勤務先等）
 - (2) 学校給食引落振替
 - (3) 保育料引落調査
 - (4) 預貯金口座の有無、残高
 - (5) 勤務先における勤務状況、給与状況、給与振込口座

4. 留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）、傷害保険掛金に滞納があった場合に、市職員が保護者に直接連絡するほか、自宅及び勤務先に連絡、訪問し、滞納状況及び納付相談を行うこと。

5. 入会児童の保育に配慮が必要であると認められるときは、その児童が入所していた保育所（園）、幼稚園等、児童福祉施設等にその児童の保育の状況や発達状況について、確認を行うこと。

兄弟姉妹で入会申込書を提出される方は、1世帯に1枚のご提出で構いません。入会申込みをしないお子様のお名前は記入不要です。

上記誓約書及び入会申込書を添付し、留守家庭児童会の入会を申請します。

令和 年 月 日

児童氏名等

氏名	泉南 熊子	泉南 熊一	
小学校	〇〇 小学校	〇〇 小学校	小学校
学年（新学年）	〇 年	〇 年	年

保護者氏名等

	父	母
住所	泉南市 榑井1丁目1番1号	泉南市 榑井1丁目1番1号
氏名	泉南 太郎 (署名又は記名押印)	泉南 花子 (署名又は記名押印)
自宅TEL	072- 〇〇〇 - 〇〇〇〇	072- 〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯TEL	〇〇〇- 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇〇- 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

※両面ともご確認、ご一読ください。

※父欄及び母欄のうち氏名は署名又は記名押印をお願いします。

内容をご確認のうえ、自署又は記名押印をお願いします。

【任意様式】

申 立 書

在職証明書を提出できない理由のある方は該当欄をチェックし、必要書類を添付してご提出ください。(任意様式)

年 月 日

下記理由のため、児童の保育ができないことを申し立てます。

理由	必要書類
<input type="checkbox"/> 病気や障害のある家族の看護、介護、被介護者・被看護者氏名 _____) (児童との続柄	診断書 (3か月以内に発行されたもの) 又は障害者手帳の写し
<input type="checkbox"/> 出産 ※産前は出産予定日の8週間前の日の属する月の1日から、産後は出産後8週間を経過する日の属する月末までとする。 なお、育児休暇取得中は入会できません。	母子手帳の写し
<input type="checkbox"/> 求職中	※入会より3ヶ月以内に入会基準を満たした在职証明書を提出
<input checked="" type="checkbox"/> 就学	在学証明書、学生証等の写し
<input type="checkbox"/> その他	

必要書類の提出なき場合又は入会基準を満たしていない場合は退会となっても異議を申し立てません。

申立者 泉南 花子 (署名又は記名押印) (児童との続柄 母)

住所 泉南市 樽井1丁目1番1号

児童名 泉南 熊一

保育できない者の氏名 泉南 熊太 (児童との続柄 兄)

泉南市留守家庭児童会入会申込書

年 月 日

泉南市教育委員会 御中

留守家庭児童会の入会につき、泉南市留守家庭児童会実施要綱
及び入会案内に記載の事項を了承の上、申し込みます。

〒590-
保護者 住 所 泉南市

氏 名
電話番号 [自 宅] (072) -
[携帯等]

学 校 名 泉南市立 小学校 年 組 (新学年で記入)

ふりがな 児童氏名 性別 生年月日 年 月 日生 (満年齢 才)

世帯員 及び 同居者	氏 名	続 柄	年 齢	勤務先及び学校名・学年等	電 話 番 号	帰 宅 時 間	

緊急時の 連絡先	優先順	氏 名	続 柄	住 所 (勤務先の場合は、名称記入)	電 話 番 号
	①				
	②				
	③				

基本会費 (一つを選択)	<input type="checkbox"/> A：月曜日～金曜日【5,500円】 月曜日～金曜日(授業終了後～17:00)	<input type="checkbox"/> B：月曜日～土曜日【6,000円】 月曜日～金曜日(授業終了後～17:00) 土曜日(09:00～17:00)
-----------------	--	--

なお、延長保育(1時間又は2時間)、朝延長(土曜日)、学校休業日(春休み、夏休み、冬休み)の朝延長については、別紙【様式C】泉南市留守家庭児童会 延長保育申請書を提出してください。

※裏面もご記入ください

受付印

教育サービス課記入欄

児童会名	樽井1 樽井2 信達 砂川 新家 一丘 西信達 新家東 雄信 鳴滝											
基本会費 延 長	A	B	D1	D2	E1	E2	S	H4	H7	H8	H12	H3
ひとり親家庭							申立書	月末まで				
減免	なし・被保護・非課税(特定)・非課税(非特定)・均等・兄弟・均等兄弟											

入会児童の状況

健康状態等	<input type="checkbox"/> 良好
	<input type="checkbox"/> 病気 病名 () いつから ()
	<input type="checkbox"/> 障害がある <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> <input type="checkbox"/>療育手帳 <input type="checkbox"/>身体障害者手帳 <input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/>手帳なし (<input type="checkbox"/> 医師の診断有、<input type="checkbox"/> 医師の診断無) </div> </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> [障害の名称、注意すべきこと等] </div>
	<input type="checkbox"/> 支援学級に入っている。また、その予定である。 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービスを利用している。また、その予定である。 利用 (予定) 施設名 () <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援事業を利用している。また、その予定である。 利用 (予定) 施設名 ()
かかりつけ医 <small>ある場合はご記入ください</small>	医療機関名 () 電話番号 ()
アレルギー	<input type="checkbox"/> あり (食物:) その他:) <div style="margin-left: 20px;"> ↓ { <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> <input type="checkbox"/> エピペンの処方 <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/> アナフィラキシイの経験 <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/> おやつを提供を希望 <input type="checkbox"/>する <input type="checkbox"/>しない (おやつを持参する) </div> </div> <input type="checkbox"/> なし
<small>児童の普段の様子、性格や発達等について気になる点、その他注意すべきこと等があればご記入ください。(ささいなことでもかまいません) 例：人見知りするが、すぐ慣れる。元気で誰にでも気さくに話することができる など</small>	

※必ずご記入ください

通学経路図

※地図の貼付可

以下の点に注意して、ご自宅から学校まで詳しくご記入ください。

- ・校門が複数ある学校については、どの校門を通るのかをご記入ください。
- ・どの角を曲がるのか、交差点名や店舗、わかりやすい目印等をご記入ください。

自宅から学校まで徒歩で _____ 分

在 職 証 明 書

泉南市教育委員会 御中

※確認のため、事業所に連絡することがあります。

※兄弟姉妹がいる場合、保護者等1名につき1通提出してください。

勤務者氏名			
就 労 開 始 日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日より		
就 労 終 了 日 (契約期間がある場合)	令和 年 月 日まで 更新予定 (有 ・ 無)		
勤 務 時 間	平日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで (備考) 残業月平均 時間		
	土曜日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで 土曜日出勤 (毎週 ・ 月平均 回 ・ 年平均 回)		
休 日	定休の場合	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日	
	不定休の場合	月に 日休み ※別途シフト表等を提出してください	
平均就労日数	一カ月のうち 日間		
職 種	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 自営中心者 <input type="checkbox"/> 自営協力者 ※自営業の場合は別途営業確認ができる書類 (入会案内3ページ参照) を提出してください		
勤 務 地	所在地 :		
	事業所名 :		
	電話番号 : ()		
上記のとおり、相違なく就労していることを証明します。			年 月 日
事業所所在地 _____			
事業所名 _____			
代表者氏名 _____			
電話番号 _____			
			記載者氏名 _____
			記載者連絡先 _____

※以上については、事業者が記入してください。

※以下については、保護者が必ず記入してください。

通 勤 時 間	片道 時間 分 (交通手段 :)
児 童 会 名	留守家庭児童会
児 童 名	(児童との続柄 :)

在 職 証 明 書

泉南市教育委員会 御中

※確認のため、事業所に連絡することがあります。

※兄弟姉妹がいる場合、保護者等1名につき1通提出してください。

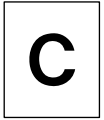
勤務者氏名			
就 労 開 始 日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日より		
就 労 終 了 日 (契約期間がある場合)	令和 年 月 日まで 更新予定 (有 ・ 無)		
勤 務 時 間	平日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで (備考) 残業月平均 時間		
	土曜日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで 土曜日出勤 (毎週 ・ 月平均 回 ・ 年平均 回)		
休 日	定休の場合	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日	
	不定休の場合	月に 日休み ※別途シフト表等を提出してください	
平均就労日数	一カ月のうち 日間		
職 種	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 自営中心者 <input type="checkbox"/> 自営協力者 ※自営業の場合は別途営業確認ができる書類 (入会案内3ページ参照) を提出してください		
勤 務 地	所在地 :		
	事業所名 :		
	電話番号 : ()		
上記のとおり、相違なく就労していることを証明します。 年 月 日			
事業所所在地 _____			
事業所名 _____			
代表者氏名 _____			
電話番号 _____			
記載者氏名 _____			
記載者連絡先 _____			

※以上については、事業者が記入してください。

※以下については、保護者が必ず記入してください。

通 勤 時 間	片道 時間 分 (交通手段 :)
児 童 会 名	留守家庭児童会
児 童 名	(児童との続柄 :)

【様式第2号】



泉南市留守家庭児童会 延長保育申請書

年 月 日

泉南市教育委員会 御中

(保護者) 氏名 _____

住所 泉南市 _____

電話番号 () _____

下記のとおり、留守家庭児童会延長保育を申請します。

ふりがな 児童名			
児童会名	留守家庭児童会		
学校・学年	_____小学校 _____年		
延長保育開始月	_____年 _____月 から		
お迎えに来られる方 延長保育を利用する場合は 必ず、お迎えが必要です。	氏名（頻度の高い順）	児童との続柄	連絡先
	①		
	②		
	③		

延長保育時間等のご希望については、裏面にご記入をお願いします。
希望される項目のチェック欄に☑をしてください。

(1) 延長保育（1時間【17：00～18：00】・2時間【17：00～19：00】）

希望の延長保育を一つ選択し、をお願いします。

チェック欄	延長時間	保育期間	保育時間	会費（月額）
D1 <input type="checkbox"/>	1時間	月曜日～金曜日	17：00～18：00	2,500円
E1 <input type="checkbox"/>		月曜日～土曜日	17：00～18：00	3,000円
D2 <input type="checkbox"/>	2時間	月曜日～金曜日	17：00～19：00	4,000円
E2 <input type="checkbox"/>		月曜日～土曜日	17：00～19：00	4,500円

(2) 朝延長（土曜日：08：00～09：00）

（月曜日～土曜日を選択し、土曜日の朝延長を希望する方はをお願いします。）

チェック欄		会費（月額）
S <input type="checkbox"/>	土曜日（08：00～09：00）	500円

(3) 学校休業日

チェック欄	朝延長時間	学校休業日	会費（月額）	支払月
H4 <input type="checkbox"/>	08：00～09：00	春休み（4月）	500円	4月
H7 <input type="checkbox"/>		夏休み（7月）	500円	7月
H8 <input type="checkbox"/>		夏休み（8月）	2,000円	8月
H12 <input type="checkbox"/>		冬休み（12月～1月）	500円	12月
H3 <input type="checkbox"/>		春休み（3月）	500円	3月

減免申請書

年 月 日

泉南市長様

申請者 住所 泉南市 _____

氏名 _____

児童氏名 _____

児童会名 _____ 留守家庭児童会（ _____ 年）

上記児童に係る会費について、下記の理由により減免を申請します。

減免申請理由	
<input type="radio"/> 被保護世帯 <input type="radio"/> 市・府民税非課税世帯（特定世帯※1） <input type="radio"/> 市・府民税非課税世帯（特定世帯を除く。） <input type="radio"/> 市・府民税均等割のみ課税世帯 <input type="radio"/> 兄弟姉妹 <input type="radio"/> その他（ _____ ）	
減免期間	年 月分から 年 月分まで
添付書類 <input type="radio"/> 被保護世帯証明書 <input type="radio"/> 市・府民税証明書（当該前年度分） <input type="radio"/> 特定世帯を証明する書類（世帯全員の住民票、障害者手帳等の写し） <input type="radio"/> 兄弟姉妹に関する続柄を証明する書類（世帯全員の住民票） <input type="radio"/> その他（ _____ ）	

※1 特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障害者（児）のいる世帯等をいいます。

◎現在留守家庭児童会に入会しており、引き続いて入会を希望する方についても新たに提出が必要です。

提出されないと減免する前の会費を全額納入していただくこととなりますのでご注意ください。

減免は、承認後、申請の翌月分から適用するものとします。

令和6年度登所日等のご意向について

ご意向の□部分に✓を記入してください。

A 令和6年度最初の留守家庭児童会登所日は、

- 4月1日(月) 入学式 入学式の次の日 始業式 始業式の次の日
 _____月_____日 です。

B 樽井小学校在籍の場合は、

- 第一留守家庭児童会希望 第二留守家庭児童会希望 どちらでもよい

C 口座振替手続きについて

令和5年度から継続して留守家庭児童会に入会を希望する方

令和5年度利用の金融機関で振替を希望

金融機関の変更を希望

予定金融機関 _____ 銀行・信用金庫・協同組合

(口座振替依頼書を金融機関に提出してください。)

令和6年度から留守家庭児童会に入会を希望する方(口座振替依頼書を金融機関に提出してください。)

予定金融機関 _____ 銀行・信用金庫・協同組合

年 月 日

新学年 _____ 年 児童氏名 _____ 保護者氏名 _____

(上記に児童氏名と保護者氏名をご記入ください)



泉南市留守家庭児童会 誓約書兼同意書

誓 約 書

1. 下記の事項に該当する場合は、泉南市留守家庭児童会実施要綱第13条の規定に基づく入会許可の取り消し（退会）や出席停止の措置をとられても異議はありません。その際は、返金や日割り請求をしません。
 - ①泉南市留守家庭児童会実施要綱第9条に規定する入会基準に該当しなくなった場合
 - ②留守家庭児童会入会申込書、その他提出書類の記載内容に虚偽の事実があった場合
 - ③長期間の欠席がある場合
 - ④無断欠席が続く場合
 - ⑤留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）の滞納が1ヶ月以上ある場合
 - ⑥傷害保険掛金を滞納した場合
 - ⑦留守家庭児童による粗暴行為（他の児童又は指導員に乱暴な行動危害を加える行為、施設や設備を破壊する行為等）により留守家庭児童会の運営に支障をきたす場合
2. 提出済の留守家庭児童会入会申込書、その他提出書類の記載内容に変更等があった場合は、速やかに教育サービス課に所定の手続きを行います。
3. おやつ代は必ず納入します。
4. 児童のお迎えが必要な場合は、保護者の責任で必ず行います。児童の留守家庭児童会への登下校中の安全確保については、児童を適切に指導する等、保護者においてその責任を果たします。
5. 年度途中における退会届、延長保育申請書及び変更申請書の提出については、その退会希望月、延長保育の開始希望月及び変更希望月に応じ、入会案内に記載の期日までに教育サービス課において、手続きを完了します。

同 意 書

1. 住所地及び世帯構成等の確認のために必要である場合は、それらについて住民基本台帳等により確認されること。
2. 在職証明書の確認のため、職場等に就労等の状況を確認されること。
3. 留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）、傷害保険掛金に滞納があった場合は、次の調査・照会を行うこと。
 - (1) 市税情報（口座振替、勤務先等）
 - (2) 学校給食引落振替
 - (3) 保育料引落調査
 - (4) 預貯金口座の有無、残高
 - (5) 勤務先における勤務状況、給与状況、給与振込口座

4. 留守家庭児童会費及び延長保育会費（朝延長保育会費を含む）、傷害保険掛金に滞納があった場合に、市職員が保護者に直接連絡するほか、自宅及び勤務先に連絡、訪問し、滞納状況及び納付相談を行うこと。
5. 入会児童の保育に配慮が必要であると認められるときは、その児童が入所していた保育所（園）、幼稚園等、在籍校、泉南市教育委員会、泉南市関係部署にその児童の保育の状況や発達状況について、確認されること。

上記誓約書及び同意書の内容について了承の上、泉南市留守家庭児童会の入会を申請します。

年 月 日

児童氏名等

氏 名			
小 学 校	小学校	小学校	小学校
学年（新学年）	年	年	年

保護者氏名等

	父	母
住 所	泉南市	泉南市
氏 名	(署名又は記名押印)	(署名又は記名押印)
自宅TEL		
携帯TEL		

※両面ともご確認、ご一読ください。

※父欄及び母欄のうち氏名は署名又は記名押印をお願いします。

【任意様式】

申 立 書

年 月 日

泉南市教育委員会 御中

下記理由のため、児童の保育ができないことを申し立てます。

理由	必要書類
<input type="checkbox"/> 病気や障害のある家族の看護、介護、被介護者・被看護者氏名 _____) (児童との続柄	診断書 (3か月以内に発行されたもの) 又は障害者手帳の写し
<input type="checkbox"/> 出産 ※産前は出産予定日の8週間前の日の属する月の1日から、産後は出産後8週間を経過する日の属する月末までとする。 なお、育児休暇取得中は入会できません。	母子手帳の写し
<input type="checkbox"/> 求職中	※入会より3ヶ月以内に入会基準を満たした在职証明書を提出
<input type="checkbox"/> 就学	在学証明書、学生証等の写し
<input type="checkbox"/> その他	

必要書類の提出なき場合又は入会基準を満たしていない場合は退会となっても異議を申し立てません。

申立者 _____ (署名又は記名押印) (児童との続柄 _____)

住所 _____ 泉南市 _____

児童名 _____

保育できない者の氏名 _____ (児童との続柄 _____)